



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号  
平成26年(ワ)第2109号 損害賠償請求事件  
原告 森松 明希子 外220名  
被告 国 外1名



2015〔平成27〕年10月1日

## 準備書面 19

—被告国に対する求釈明—

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



## 第1 はじめに

津波の高さに関する概念については、原告ら準備書面9において述べたとおり様々な概念がある。そこで、本書面では、まず、津波の高さに関する概念について改めて整理した上で、被告国に対して釈明を行うよう求める。

## 第2 津波の高さに関する定義

津波に関する高さについて、一般的に次のように説明されている（甲B66；藤本博己・三浦哲・今村文彦「測地・津波」。下線部・傍点はいずれも引用者による）。

「波の波高Hは山部から谷部への高さとなる。紛らわしい言葉として、『高さ』という定義もある。津波の場合には、・・・通常の海面（潮位）から正に変位した高さを、津波高さとする。この高さは、陸上への遡上などの影響に関係するために、防災・減災上重要なパラメータとなる。津波の波高と津波高さは、定義が異なるので注意が必要である。」（167頁）

「津波が陸域に侵入した場合、さらにさまざまな諸元がある。まず、津波の遡上先端の高さを遡上高さ（津波来襲時の海面からの高さになるが、歴史データなどでは地盤基準面たとえば、平均海面や日本でのT. P. (Tokyo Pale, 東京湾平均海面)からの高さになっている場合があるので注意が必要である）。次に浸水域内では、浸水高さまたは深さ（浸水深、地盤からの高さ）と浸水高またはレベル（ある海面からの高さ）がある。」（同170頁）。

これを踏まえれば、津波の高さに関する概念は以下のように整理される。

- ・波高 …往復運動である波動としての津波の山部と谷部の高低差
- ・津波高さ …基準となる海面（平常潮位）から正に変位した高さ（被

告国第2準備書面18頁脚注3での定義で言うところの「波高」と同義)

- ・浸水高 …基準となる海面からの浸水の高さ
- ・浸水高さ, 又は浸水深 …地盤からの浸水の高さ
- ・遡上高 …基準となる海面(平常潮位)から津波による浸水の最先端が達した地盤の最も高い箇所の高さ

このような津波に関する概念を前提として, 国は, 以下の事項について回答されたい。

### 第3 求釈明

- 1 被告国は, 「福島第一発電所1号機から4号機側主要建屋設置エリアの浸水高は, 敷地高さを上回るO. P. +約11.5から約15.5メートルであった。」(被告国第2準備書面18~19頁)とした上で, 「本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することについての予見可能性を認めることはできない」(同7頁)旨主張する。

ところで, 被告国は, 「津波の『最大遡上高』と『波高』(引用者注: 本求釈明の定義における「津波高さ」と同義。)は別の概念であり, 『最大遡上高』が大きいことが, 直ちに『波高』が大きいことを意味しない。」

(被告国第2準備書面18頁)と指摘している。同様のことは, 「浸水高」と, 「波高」や「津波高さ」との関係にも当てはまる。

- ① 被告国は, 福島第一原発付近における本件津波の「津波高さ」が何メートルであったと認識しているのかを明らかにされたい。
- ② その「津波高さ」はどの地点におけるものであるのかを明らかにされたい。
- ③ 上記②の地点が福島第一原発護岸前面とは異なる場合には, 福島第一

原発護岸前面における「津波高さ」が何メートルであったと認識されているのかを明らかにされたい。

④ 本件津波の「津波高さ」が①から③のような高さであるとの認識に至った根拠を明らかにされたい。

⑤ 本件津波が福島第一原発護岸前面に到達した時点での基準となる水面（平常潮位）の高さは、小名浜港工事基準面（O. P.）何メートルであったのかを明らかにされたい。

2 被告国としても、福島第一原発付近において発生する可能性のある津波について、想定していた津波が存在するはずである。

① 被告国は、福島第一原発付近において発生すると予見していた津波の「津波高さ」は何メートルであると想定していたかを明らかにされたい。

② 上記①の「津波高さ」はどの地点におけるものであるのかを明らかにされたい。

③ 上記②の地点が福島第一原発護岸前面とは異なる場合には、福島第一原発護岸前面における高さが何メートルになると考えるのかを明らかにされたい。

④ 「津波高さ」が上記①から③のような高さであるとの認識に至った根拠を明らかにされたい。その根拠がなんらかの計算（シミュレーション）によって行われたことを理由とする場合には、その計算過程について明らかにした上で、その内容について説明をされたい。